

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 施設の概要

(1) 運営法人の概要

事業者	医療法人社団 翔仁会
代表者	理事長 對馬 伸泰
所在地	北広島市輪厚 704 番地 16

(2) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション リエゾン
所在地	北広島市輪厚 704 番地 16
連絡先	011-376-0505
管理者名	吉田 留利子
サービス種類	訪問看護（介護予防）
介護保険指定番号	0161390141 号
サービス提供地域	北広島市 恵庭市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 営業時間

平日	午前 9:00 ～ 午後 5:00
定休日	土曜日、日曜日、祝日、8月15日、12月30日から1月3日

(4) 職員体制

	従事するサービス内容	常勤	非常勤
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名	名
看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2名	2名
理学療法士	運動機能等でお困りの方へリハビリを提供します。	名	2名
作業療法士		名	名
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを提供します。	名	名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

担当者	管理者 吉田 留利子
受付時間	午前 9:00～午後 5:00
電話番号	011-376-0505
携帯番号	080-2876-5961

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. サービス内容

- ①訪問看護サービス計画の立案
- ②医師の指示書に基づく病状の観察
- ③体位変換・食事・排泄の介助サービス
- ④清拭・洗髪・入浴等の清潔の保持
- ⑤褥瘡の処置、カテーテル類の管理
- ⑥リハビリテーション
- ⑦認知症患者の看護 ターミナルケア
- ⑧利用者の家族に対する療養生活や介護方法の指導
- ⑨その他医師の指示による医療的処置

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙、利用料金一覧を参照

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

7. 事故発生時の対応

ご利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

市町村	北広島市 保健福祉部 高齢者支援課	
	連絡先： 011 — 372 — 3311	
居宅介護支 援事業者	事業所名：	
	担当ケアマネ：	
	連絡先：	

契約書（訪問看護・介護予防訪問看護）

_____様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人社団 翔仁会の運営する訪問看護ステーション リエゾン（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の1ヶ月前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については実費を請求することがあります。

第6条（料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【別紙利用料金一覧】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、請求書に当月料金の利用明細を請求書に付して翌月10日前後に利用者へ送付します。

3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第7条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【別紙利用料金一覧】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第8条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、3週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が3週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第9条 （訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を選任し、利用者およびその家族に連絡します。

第10条 （サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【別紙利用料金一覧】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第11条 （秘密保持及び個人情報保護）

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第12条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第13条 （賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第14条 （身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第15条 （協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第16条 （連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第18条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

利用料金一覧（介護保険）

(1) 利用料金（訪問看護）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20 分未満	314 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
30 分未満	471 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
30 分以上 1 時間未満	823 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
*1 回 20 分	294 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%

*理学療法士による訪問

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(2) 利用料金（介護予防訪問看護）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20 分未満	303 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
30 分未満	451 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
30 分以上 1 時間未満	794 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%
*1 回 20 分	284 単位	基本料金の 25%	基本料金の 50%

*理学療法士による訪問

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※夜間（18：00～22：00）、深夜（22：00～ 6：00）、早朝（6：00～ 8：00）

○サービスの加算料金

加 算 項 目		単位	算定要件
初回加算Ⅰ 初回加算Ⅱ		350 単位	Ⅰ 退院・退所日の初回訪問の場合
		300 単位	Ⅱ 退院・退所日の翌日以降の初回訪問の場合
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1 月につき）		500 単位	在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/気管カニューレ使用/留置カテーテルの特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1 月につき）		250 単位	在宅酸素療法指導管理等/人工肛門又は人工膀胱設置/真皮を越える褥瘡/点滴を週3日以上行うなど、特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合
緊急時訪問看護加算Ⅰ（1 月につき）		600 単位	事業者が利用者の同意を得て、24 時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
ターミナルケア加算（死 亡 月）		2500 単位	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14 日以内に2 日以上ターミナルケアを実施した場合
複数名訪問加算	所要時間 30 分未満の場合	254 単位	看護師が看護補助者と同時に所要時間30 分未満の訪問看護を行った場合
	所要時間 30 分以上の場合	402 単位	看護師が看護補助者と同時に所要時間30 以上の訪問看護を行った場合

長時間訪問看護加算	300単位	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分未満の訪問看護を行った後、引き続き訪問看護を行つときに、通算1時間30分以上になる場合
退院時共同指導加算	600単位	病院などに入院入所している者が、退院退所に当たり療養上必要な退院時共同指導を行った場合

※加算については当該者のみの請求となります。各種保険の他、公費負担医療もお取り扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護が必要との指示があった場合は、医療保険での対応となります。

※サービス提供に必要な費用（介護用品）は実費請求となります。

※死後の処置料 10,000 円

(3) 介護保険給付対象外サービス

○規定時間外料金

90 分を超えた場合は 30 分またはその端数を増す毎に 2,000 円
(居宅介護・介護予防サービス計画で予定された時間を延長する場合)

(4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の一割

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、末日までに現金または指定の金融機関に振り込みでお支払いください。